

大隅～宮崎交流促進事業（バスツアー造成及び催行等）業務委託 仕様書

1 事業の目的

令和7年3月に都城志布志道路が全線開通し、移動時間の短縮が図られ、宮崎県と大隅地域（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町。）がより一層身近になり、観光客の新たな周遊需要が生まれるなど、交流人口の増加に向けた機運が高まっている。この都城志布志道路を活用し、宮崎県から大隅地域へのバスツアーを開催することで、大隅地域への認知度向上、誘客促進を図る。

2 履行期限

令和9年3月25日（木）

3 業務内容等

(1) 新規バスツアーの造成及び催行

ア 大隅地域の食や自然、歴史、体験等の魅力を活用し、新規バスツアーを4本程度造成すること。

造成するツアーは次のとおりとし、1本以上は宿泊とする。

（ア） 宇宙（JAXA内之浦宇宙空間観測所の活用）をテーマとしたバスツアー

（イ）（ア）以外の大隅の魅力を満喫できるバスツアー

イ 出発場所は宮崎市内とし、都城市内等でのピックアップは、提案によるものとする。

ウ バスツアー1回あたりの参加者数は40人程度とする。

なお、最小催行人数は、委託者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。

エ バスツアーフレーミング料については、半額程度を業務委託料から充てるものとし、バスツアー参加者から残りの代金を徴収すること。あわせて、大人料金と小人料金を分けた設定する等、家族での参加需要に配慮すること。

オ ツアーの広告及び宣伝を行うこと。

カ 広告宣伝や資料、体験活動等に係る費用、その他ツアー実施に必要な経費は、本業務委託料に含むものとする。

(2) 実施時期及び実施回数

新規造成したバスツアー1本につき1回以上実施し、計4回程度実施すること。

実施する期間は、バスツアー内容での集客が一番多く見込まれる時期とする。

(3) バスの手配及び運行

ア 運転手付き観光バスは、受託者が手配すること。

なお、バスガイドは提案によるものとする。

イ 運行に係る業務は、旅行業法、道路運送法その他本業務の実施にあたり必要な許

可を受けた者が行うこととする。

(4) バスツアー催行に係る手配

ア 本業務を安全かつ円滑に実施する添乗員を手配し、当日のバスツアーに随行し、安全管理やガイド等を行うこと。添乗員の人数は、バス台数あたり1人以上を随行させること。

また、事前に立ち寄り先または管理団体等と十分な打合せを行い、添乗員の役割、ツアーの運営体制、安全管理対策等について情報共有すること。

イ 昼食は大隅地域内で取ることを必須とする。

行程の円滑化のため、席の予約をしたうえ、注文をとりまとめ、事前に昼食先に伝達する等の混雑対策を取ること。

(5) 安全確保

ア 本業務の実施にあたっては、参加者の安全に十分配慮したコースを設定し、安全確保対策を徹底すること。

イ バスツアー中に発生した事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡・後遺障害、入院・通院、第三者、立ち寄り先への賠償責任等を盛り込んだものとすること。

ウ バスツアー中に発生した事故における対応及び賠償責任については、受託者の負担とする。

(6) 参加者及び立ち寄りとの打合せ、連絡調整

ア 参加者からの問い合わせ対応、立ち寄り先とのバスツアーの日程、内容、コース調整、その他一切の連絡調整及び打合せ業務は、受託者が実施すること。

イ 参加者に対して、バスツアーの内容、コースの情報、必要な持ち物、ツアー中のルールや安全対策等の注意事項、不測の際の緊急連絡先等を記載した資料を事前に提供すること。

ウ ツアー内容を変更する場合は、1週間前までに委託者、参加者及び立ち寄り先に変更を連絡し、承諾を得ること。

また、天候等によりバスツアーの実施が困難であると判断した場合、委託者と協議の上、実施の可否を当日出発前までに判断することとする。中止の場合は、参加者及び立ち寄り先に連絡し、承諾を得ること。

(7) バスツアー当日の運営

ア 添乗員は、ツアー中、参加者及び立ち寄り先と必要な調整を行うこと。

イ バスの出発前に参加者の人数を確認する等のリスク管理を徹底すること。

ウ 立ち寄り先到着前に、参加者に対して、立ち寄り先の概要、コース、ルール、注意事項等の説明を行うこと。

- エ ツアー中は、安全確保に十分に配慮し、必要な対策を講じること。
- オ 受託者は、成果物として納入するツアーの実施記録をカメラ等で記録すること。
なお、撮影に当たっては、参加者が特定されないよう配慮するものとし、撮影可能な場所等を調整、確認の上、記録すること。
撮影した写真等は委託者に成果物として納入される可能性がある旨を伝え、立ち寄り先等にあらかじめ承諾を得ること。

(8) アンケートの実施

参加者に対して、ツアーの感想、意見等を把握するためのアンケートを実施し、その結果をとりまとめ、委託者に提出すること。アンケートの内容については、委託者と協議の上、決定するものとする。

アンケートの印刷及び筆記具等の手配については、受託者の負担とする。

(9) 留意事項

最小催行人数や天候等の理由でツアーを中止した場合に発生した経費の負担は、受託者の負担とする。

中止したツアーについては、委託者と協議して、再度催行するかの可否を決定することとする。

4 事業完了の報告及び成果の報告

全ての事業終了後、令和9年3月25日（木）までに事業完了報告書を提出すること。
また、受託事業者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

- (1) 委託事業の実施内容、実績、効果検証、次年度以降への提案等をまとめた報告書
- (2) 作成物及び報告書のデータをまとめた電子データ

5 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱に十分注意すること。
- (2) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。
- (4) 上記(1)から(3)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (5) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

6 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

7 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

8 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。